

国民年金だよ



平成27年度の国民年金保険料

4月からの国民年金保険料は、1万5,250円(月額)で、前年度(1万5,590円)より340円高くなりました。

平成27年度の老齢基礎年金額

20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた場合の満額の年金額は78万100円です。

年金額は物価に応じて変更されていますが、平成12年度から14年度に物価が下落したにもかかわらず年金を据え置きました。そのため、平成25年9月までの年金額は本来より高い水準で支払われていました。

平成25年から27年度で段階的に解消しているため年金額が調整されています。

平成27年4月からの年金額一覧

平成27年4月～		
国民年金	年額	月額
老齢基礎年金	780,100円	65,008円
障害基礎年金	(1級)	975,100円
	(2級)	780,100円
遺族基礎年金	(子1人)	1,004,600円
	基本	780,100円
	加算	224,500円
3子以降の加算	74,800円	6,233円

保険料の納付に困った

経済的に保険料を納めるのが困難な人などのために、免除制度などがあります。

保険料が未納のままだと、老後の年金だけでなく、若いときにも支給される障害基礎年金などが受けられない場合があります。納付に困ったら、早めにご相談ください。

なお、免除制度などを受けるためには、必ず確定申告が必要です。確定申告がない場合は、窓口でしていただく場合がありますのでご協力をお願いします。

「ねんきんネット」で年金見込額試算

「ねんきんネット」で年金見込額試算を利用すると、さまざまな働き方による年金見込額を試算し、比較することができ、今後の人生設計に役立てることができます。



今後の働き方に応じた年金見込額の試算

年金見込額試算では、退職時期など、今後の働き方に関する情報を入力し、それぞれの条件で年金見込額が試算されます。いくつかの簡単な質問に答える

ことで、年金見込額が試算されます。

ただし、すでに老齢年金を受給している人は、この年金見込額試算を利用することはできません。

また、働き続けていたり、失業手当(雇用保険の基本手当)を受給することによって年金の支給が停止されている人もこの年金見込額試算を利用することはできません。

なお、年金見込額試算の結果については、次の点に注意してください。

- この試算は、個人の情報に基づいて提供されているものであり、配偶者や扶養者などの情報は試算に反映されません。
- 共済組合などの加入期間は、この試算の対象には含まれていません。

「ねんきんネット」
http://www.nenkin.go.jp/n/w/w/n_net/

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
 電話 34・2121内線413
 日本年金機構 旭川年金事務所
 電話 0166・72・5002